

令和7年度第2回消費生活審議会 委員意見

	意見の概要	対応等
1	<p>【数値目標 全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数値目標を達成した項目について、現状値として数値を表す方がよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次計画において数値目標を達成した項目については、第3次計画においても取組を継続します。計画に関する達成状況と取組状況については、毎年度消費生活審議会にて報告し、県HPに掲載します。
2	<p>【数値目標 全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針1にも数値目標を設定する方がよいのではないか。 ・数値目標No.6「学校給食における地場産物の使用割合(金額ベース)」は、生産者の顔が見えることに繋がるため、基本方針1の数値目標にできるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針1は、各種法令に基づく監視・指導・検査や災害時の物資協定に関する取組です。これらは違反発生等の外部要因に左右され、数値化による評価に馴染まないため、数値目標としては設定しません。商品やサービスの安全の確保に向けて、監視・指導・検査等の適正な実施に取り組んでいきます。 ・学校給食における地場産物の使用については、消費者教育のなかのエシカル消費の普及促進のための取組であるため、基本方針4 消費者教育の充実における目標とした。
3	<p>【数値目標 見守りネットワーク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の見守りネットワーク設置市町村が12市町村から15市町村へ増加しているが、増えた3市町村はどちらか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都留市、韮崎市、道志村です。 都留市については、R7.9.30に消費者安全法に規定される消費者安全確保地域協議会が設置されました。
4	<p>【消費生活相談窓口周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口の認知度を上げるだけでなく、相談に繋がるような対応をしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の案内とともに、商品購入、強引な訪問セール、副業や投資の勧誘など様々な消費者トラブル事例を挙げ、困ったときは相談することを周知していきます。 また、相談窓口への情報提供や相談の取次活動を行う消費生活協力員への研修や情報共有を引き続き実施します。 さらに、各市町村の見守りネットワークにおいて、見守り活動のなかでの気づきを相談機関につなげられるよう市町村への働きかけを継続していきます。